

## 昭和三十一年政令第二百四十八号

### 労働保険審査官及び労働保険審査会法施

行令

内閣は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）の規定に基き、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

#### 目次

- 第一章 労働保険審査官（第一条—第二十条）
- 第二章 労働保険審査会（第二十一条—第三十  
四条）

#### 附則

##### 第一章 労働保険審査官

###### （労働保険審査官の任命）

**第一条** 労働者災害補償保険審査官は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五条）第六条第一項第一号イに規定する行政職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五条）第六条第一項第一号イに規定する行政労働基準監督官又は厚生労働事務官をもつて充てられる。2

（関係労働者及び関係事業主を代表する者）  
雇用保険審査官は、厚生労働大臣は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「法」という。）第五条に規定する労働者災害補償保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者を指名しようとするときは、労働保険の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「労災保険に係る保険関係」という。）の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であつて、法第五条に規定する都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものとされる。3

厚生労働大臣は、法第五条に規定する雇用保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者を指名しようとするときは、雇用保険の被保險者の加入していいる労働者の団体又はこれらの事業主を雇用する事業主の加入していいる事業の団体であつて、同条に規定する都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものに対しても、候補者の推薦を求める。4

者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちからするものとする。

###### （審査請求の経由）

**第三条** 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十八条第一項の規定による審査請求は、審査請求人の住所又は居所を管轄する労働基準監督署長又は原処分をした労働基準監督署長を経由してできる。

**第四条** 文書で審査請求をするときは、審査請求書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。  
一 審査請求人の氏名及び住所又は居所（審査請求人が法人であるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所又は居所）  
二 代理人によつて審査請求をするときは、代理人の氏名及び住所又は居所

三 原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所又は居所  
四 原処分をした行政庁の名称  
五 原処分があつたことを知つた年月日  
六 審査請求の趣旨  
七 審査請求の理由  
八 原処分をした行政庁の教示の有無及びその内容  
九 審査請求の年月日  
十 法第八条第一項に規定する期間の経過後ににおいて審査請求をする場合においては、同項ただし書に規定する正当な理由

（以下「原処分を受ける労働者」）の加入している事業主の団体であつて、法第五条に規定する都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものとされる。2

（関係労働者及び関係事業主を代表する者）  
雇用保険審査官は、厚生労働大臣は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「法」という。）第五条に規定する労働者災害補償保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者を指名しようとするときは、労働保険の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「労災保険に係る保険関係」という。）の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であつて、法第五条に規定する都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものとされる。3

厚生労働大臣は、法第五条に規定する雇用保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者を指名しようとするときは、雇用保険の被保險者の加入していいる労働者の団体又はこれらの事業主を雇用する事業主の加入していいる事業の団体であつて、同条に規定する都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものに対しても、候補者の推薦を求める。4

3 番査請求人が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者との関係である。

###### （関係労働者及び関係事業主を代表する者の意見）

**第五条** 番査官は、法第五条の規定により指名された者が法第十三条第二項の規定により述べた者との関係を記載しなければならない。

**第六条** 番査官は、法第五条の規定により指名された者が指名されたときは、その地位を失うものとする。

（関係者に対する通知）

###### （関係者に対する通知）

**第七条** 法第十三条第一項の規定による関係者に対する通知は、審査請求の要旨を記載した文書でしなければならない。

**第八条** 番査官は、法第五条の規定により指名された者が法第十三条第二項の規定により述べた者の意見をきくため、あらかじめ、期日を指定することができる。

七 法第十五条第一項第五号の処分を申し立てた場合においては、診断を受けることを命ずべき労働者の氏名及び住所又は居所

八 申立ての年月日

九 申立人の氏名又は名称及び住所又は居所

口頭で第一項の申立てをするときは、前項各号に掲げる事項を陳述しなければならない。

四 第五条第二項の規定は、前項の規定による申立てがあつた場合について準用する。

五 審査官は、第一項の申立てがあつたときは、その申立てを尊重しなければならない。

(費用の弁償)

六 第十四条 法第十五条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求められた者又は同条第一項第三号の鑑定人に対するものほか、厚生労働省令で定めるところにより、旅費を支給する。

七 法第十五条第一項の規定による処分により、エツクス線写真の作成に要する費用その他の特別な費用を負担した者に対するは、厚生労働省令で定めるところにより、実費に相当する金額を支給する。

八 日当及び宿泊料とする。

九 法第十五条第一項第三号の鑑定人に対してしては、第一項に規定するもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、鑑定料を支給する。

十 法第十五条第一項の規定による処分により、前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、(通話者等の確認)

十一 第十四条の二 審査官は、法第十六条の二第二項の規定による意見の聴取を行う場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

十二 (交付の求め)

第十四条の三 法第十六条の三第一項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 交付に係る法第十六条の三第一項に規定する文書(以下「対象文書」という。)又は交付に係る同項に規定する電磁的記録(以下「対象電磁的記録」という。)を特定するに足りる事項

二 対象文書又は対象電磁的記録について求められる交付の方法(次条各号に掲げる交付の方法をいう。)

三 対象文書又は対象電磁的記録について第十四条の七に規定する送付による交付を求める場合にあつては、その旨

(交付の方法)

**第十四条の四** 法第十六条の三第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によつてするものとする。

- 一 対象文書の写しの交付にあつては、当該対象文書を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものとの交付
- 二 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付
- 三 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法

(手数料の額等)

**第十四条の五** 法第十六条の三第四項の規定により納付しなければならない手数料(以下第十四条の七までにおいて「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前条第一号又は第二号に掲げる交付の方法用紙一枚につき十円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、二円)。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。
- 二 前条第三号に掲げる交付の方法 同条第一号又は第二号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によつてするとしたならば、複写され、又は出力される用紙一枚につき十円

手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求として厚生労働大臣がその範囲及び手数料の納付の方法を官報により公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合
- 二 管轄審査官の属する都道府県労働局の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を厚生労働大臣が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合

(手数料の減免)

(手数料の減免)

**第十四条の六** 審査官は、法第十六条の三第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は法第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者(以下この条及び次条において「審査請求人等」という。)が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、法第十六条の三第一項の規定による交付の求め一件につき二千円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第十六条の三第一項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審査官に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第十一章第三項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面をそれぞれ添付しなければならない。  
(送付による交付)

**第十四条の七** 法第十六条の三第一項の規定による交付を受ける審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象文書の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、厚生労働省令で定める方法により納付しなければならない。

一 事件の表示

二 受継の理由

三 受継の年月日

四 承継人の氏名及び住所又は居所

5 第十五条 法第十七条の規定により審査請求の手続を受け継ぐ承継人は、次に掲げる事項を記載した文書を提出し、又はこれらの事項を陳述しなければならない。

1 第一項の場合には、死亡による権利の承継の事実を証する書面を提出しなければならない。

2 審査官は、審査請求の手続が受け継がれたときは、法第十三条第一項の規定により通知を受けた者にその旨を通知しなければならない。

(審査請求の取下げ)

(審査請求の取下げ)  
**第十五条の二** 法第十七条の二（第三項を除く。）  
の規定により審査請求を取り下げるときは、取  
下書に次の各号に掲げる事項を記載しなけれ  
ならない。

- 一 事件の表示
- 二 取下げの年月日
- 三 審査請求人の氏名及び住所又は居所（審査  
請求人が法人であるときは、その名称及び住  
所並びに代表者の氏名及び住所又は居所）
- 四 代理人によつて審査請求を取り下げるとき  
は、代理人の氏名及び住所又は居所

代理人によつて前項の取下げをする場合にお  
いては、取下書に委任状を添付しなければなら  
ない。

- 3 前条第四項の規定は、審査請求が取り下げら  
れた場合に準用する。  
(一部決定)

**第十六条** 審査官は、事件の一部が決定をするに  
熟したときは、その部分について決定をするこ  
とができる。

(決定書の方式)

**第十七条** 法第十九条第一項の決定書には、次に  
掲げる事項を記載し、審査官が記名押印しなけ  
ればならない。

- 一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は  
居所
- 二 原処分をした行政  
三 審査請求人が原処分を受けた者以外の者で  
あるときは、原処分を受けた者の氏名又は名  
称及び住所又は居所
- 四 法第十三条第一項の規定により通知を受け  
た利害関係者の氏名又は名称及び住所又は  
居所

**五** 主文

六 事案の概要

七 審査請求人、原処分をした行政  
八 理由

九 決定の年月日

(決定書の謄本の掲示場)

**第十七条の二** 法第二十条第三項の政令で定める  
掲示場は、労働者災害補償保険法第三十八条第  
一項の規定による審査請求の場合においては原  
処分が行われた労働基準監督署の掲示場、雇用  
保険法第六十九条第一項の規定による審査請求





この政令は、民事訴訟法の施行の日（平成十一年一月一日）から施行する。

**附 則**（平成二二年一二月三日政令第三〇号）抄

**第一条** この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第二条** 第四条の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第二条第一項又は第二項の規定により労働大臣が行った推薦の求め又は労働大臣に対してされた推薦は、第四条の規定による改正後の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第二条第一項又は第二項の規定により労働大臣がしたもの又は労働大臣に対してされたものとみなす。

（処分、申請等に関する経過措置）

**第四条** この政令の施行前に改正前の労働基準監督機関令、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令、最低賃金審議会令、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生法関係手数料令、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令、労働金庫法施行令及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第八条から第十二条までに規定する労働大臣又は当該業種に属する事業を所管する大臣の権限の一部を委任する政令の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現に改正前のこれらの政令の規定によりされる許可等の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）で、この政令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この政令の施行の日以後における改正後のこれらの政令の適用については、改正後のこれらの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。（その他の経過措置の労働省令への委任）

**第五条** この附則に規定するもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、労働省令で定める。

**附 則**（平成二二年六月七日政令第三〇号）抄

**第一条** この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律

附 則（平成一三年一月四日政令第一号）抄

1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一八年二月一日政令第一四号）抄

**第一条** この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二七年一月二六日政令第三九二号）抄

**第一条** 行政令の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政令の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政令の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（経過措置の原則）

**第一条** 行政令の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政令の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政令の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

**附 則**（令和元年一二月一三日政令第一八三号）抄

**第一条** この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

**附 則**（令和二年一二月二三日政令第六七号）抄

この政令は、令和三年一月一日から施行する。